船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律をここに公布する。

御名御璽

平成三十年六月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第六十一号

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　有害物質一覧表（第三条―第九条）
第三章　特定船舶の再資源化解体の許可（第十条―第十五条）
第四章　特定船舶の再資源化解体の実施（第十六条―第二十九条）
第五章　船級協会（第三十条・第三十一条）
第六章　監督（第三十二条―第三十五条）
第七章　雑則（第三十六条―第四十二条）
第八章　罰則（第四十三条―第五十一条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、船舶の再資源化解体の適正な実施を図り、あわせて二千九年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約（以下「条約」という。）の的確な実施を確保するため、特別特定日本船舶の船舶所有者に有害物質一覧表の作成等を義務付けるとともに、特定船舶の再資源化解体の許可の制度、当該許可を受けた者による再資源化解体計画の作成及びその主務大臣による承認の制度並びに特定日本船舶の譲渡し等の承認の制度を設けること等により、船舶の再資源化解体に従事する者の安全及び健康の確保並びに生活環境の保全に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「再資源化解体」とは、船舶の全部又は一部を原材料又は部品その他製品の一部として利用することができる状態にするために行う解体（船舶の沈没若しくは乗揚げに起因して海洋が汚染され、又は汚染されるおそれがあり、当該汚染が海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合その他やむを得ない場合において行われるものを除く。）をいう。

2　この法律において「特定船舶」とは、次の各号に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める総トン数が五百トン以上の船舶（国土交通省令で定める特別の用途のものを除く。）をいう。

一　船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号。以下この項において「トン数法」という。）第八条第一項の国際トン数証書又は同条第七項の国際トン数確認書の交付を受けている日本船舶（船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条に規定する日本船舶をいう。以下同じ。）　トン数法第四条第一項の国際総トン数

二　前号に掲げる日本船舶以外の日本船舶（次号に掲げるものを除く。）　トン数法第五条第一項の総トン数

三　第一号に掲げる日本船舶以外の日本船舶であってトン数法附則第三条第一項の規定の適用があるもの　同項本文の規定による総トン数

四　外国船舶（日本船舶以外の船舶をいう。次項第二号において同じ。）　国土交通省令で定める総トン数

3　この法律において「特定日本船舶」とは、特定船舶であって、次に掲げるものをいう。

一　日本船舶

二　外国船舶であって、本邦の各港間又は港のみを航行するもの

4　この法律において「特別特定日本船舶」とは、特定日本船舶であって、日本国領海等（日本国の内水、領海及び排他的経済水域をいう。以下同じ。）以外の水域において航行の用に供されるもの（航海の態様が特殊なものとして国土交通省令で定める船舶を除く。）をいう。

5　この法律において「特定外国船舶」とは、特定船舶であって、特定日本船舶以外のものをいう。

6　この法律において「有害物質一覧表」とは、船舶に使用されている材料又は設備に含まれる有害物質（船舶の再資源化解体に従事する者の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして主務大臣が定める物質をいう。次条第一項第二号及び附則第五条第三項において同じ。）の種類及び量が国土交通省令で定めるところにより記載された図書をいう。

7　この法律において「再資源化解体業者」とは、第十条第一項の許可を受けた者をいう。

第二章　有害物質一覧表

（有害物質一覧表の作成及び確認）

第三条　特別特定日本船舶の船舶所有者（当該船舶が共有されている場合にあっては船舶管理人、当該船舶が貸し渡されている場合にあっては船舶借入人。第四章（第二十二条（第二十五条第二項及び第七項において準用する場合を含む。）を除く。）を除き、以下同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、有害物質一覧表を作成し、次項の規定に適合することについて、国土交通大臣の確認を受けなければならない。

一　特別特定日本船舶を初めて日本国領海等以外の水域において航行の用に供しようとするとき。

二　特別特定日本船舶について有害物質の種類又は量を変更させるものとして国土交通省令で定める改造又は修理を行ったとき。

三　次条第一項の有害物質一覧表確認証書の交付を受けた特別特定日本船舶をその有効期間満了後も日本国領海等以外の水域において航行の用に供しようとするとき。

2　有害物質一覧表は、その内容が当該特別特定日本船舶の状態と一致するものでなければならない。

3　第一項の確認は、特別特定日本船舶以外の日本船舶（前条第三項第二号に掲げる船舶を含む。以下同じ。）に係る有害物質一覧表についても、船舶所有者の申請によりすることができる。

（有害物質一覧表確認証書）

第四条　国土交通大臣は、前条第一項の確認をしたときは、当該船舶の船舶所有者に対し、有害物質一覧表確認証書を交付しなければならない。

2　前項の有害物質一覧表確認証書（以下「有害物質一覧表確認証書」という。）の有効期間は、五年とする。ただし、その有効期間が満了するまでの間において国土交通省令で定める事由により前条第一項の確認（同項第三号に掲げる場合に係るものに限る。以下この条において「更新確認」という。）を受けることができなかった船舶については、国土交通大臣は、当該事由に応じて三月を超えない範囲で国土交通省令で定める日までの間、その有効期間を延長することができる。

3　前項ただし書に規定する事務は、外国にあっては、日本の領事官が行う。

4　行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）に定めるもののほか、領事官の行う前項の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に関して必要な事項は、政令で定める。

5　更新確認の結果第一項の規定による有害物質一覧表確認証書の交付を受けることができる船舶であって、国土交通省令で定める事由により従前の有害物質一覧表確認証書の有効期間が満了するまでの間において当該更新確認に係る有害物質一覧表確認証書の交付を受けることができなかったものについては、従前の有害物質一覧表確認証書の有効期間は、第二項の規定にかかわらず、当該更新確認に係る有害物質一覧表確認証書が交付される日又は従前の有害物質一覧表確認証書の有効期間が満了する日の翌日から起算して五月を経過する日のいずれか早い日までの期間とする。

6　次に掲げる場合において新たに交付される有害物質一覧表確認証書の有効期間は、第二項本文の規定にかかわらず、従前の有害物質一覧表確認証書の有効期間（第二号及び第三号に掲げる場合にあっては、当初の有効期間）が満了する日の翌日から起算して五年を経過する日までの期間とする。

一　従前の有害物質一覧表確認証書の有効期間が満了する日前三月以内に更新確認を受けたとき。

二　第二項ただし書の規定により従前の有害物質一覧表確認証書の有効期間が延長された場合において、当該延長された有効期間が満了するまでの間において更新確認を受けたとき。

三　従前の有害物質一覧表確認証書の有効期間について前項の規定の適用があったとき。